

和歌山県監査公表第25号

令和3年5月10日付け監査報告第1号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年10月1日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 富 安 民 浩  
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 令和3年2月17日及び令和3年3月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>駐車場使用料の徴収委託について、委託業者から報告のあった計算書に記載不備があるにもかかわらず、内容を確認せずに収入調定を行っていたので、現金徴収機の記録を確認したところ、収入調定額と一致していなかった。</p> <p>よって、早急に調査を行い、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項</p> <p>港湾施設災害復旧工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>(1) 原因の究明</p> <p>委託業務の仕様書で定めていた徴収金集計に係る様式の内容に不備があり、徴収金額の確認作業に支障を生じさせる一因となった。また、契約業務は港湾空港振興課、調定等現場での管理は和歌山下津港湾事務所それぞれ行われており、仕様書を踏まえて行われるべき徴収委託業務に齟齬を来した。その結果、令和元年度に委託事業者に対して行われた定期監査に関する注意事項や措置状況について、和歌山下津港湾事務所と港湾空港振興課の間で組織的に共有できず、委託事業の適正な執行につなげることができなかったため、徴収記録の提出や保存に関する指摘や指導に至らなかった。</p> <p>(2) 事務処理手続の見直し</p> <p>ア 徴収委託業務については、契約業務も含め和歌山下津港湾事務所が行うこととした。</p> <p>イ 事業の適正な執行を確保するため、書面検査及び現地調査を毎年実施し、その際は県職員複数人で実施することとした。</p> <p>ウ 書面検査及び現地調査において指摘・指導した事項は、和歌山下津港湾事務所と港湾空港振興課で認識を共有し、必要な改善措置を講ずることとした。</p> <p>エ 徴収金額の根拠を確認するため、徴収事務委託契約の締結に際し、県への提出書類である歳入金収納計算書にレシート等証拠書類の写しの添付を追加し、証拠書類の保存期間を10年に設定することとした。</p> <p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に指導を行った。</p>